

札幌市 農業委員会だより

2013.12
発行

第11号

遊休農地の利用促進をお願いいたします

農地法では、農地の所有者等には農地を農業上適正かつ効率的に利用する責務があること、また、農業委員会には管内の農地の利用状況調査と耕作が行われていない農地（遊休農地）に対して指導等を行うことが、それぞれ規定されています。

この農地法の規定に基づき、農業委員会では平成22年度から毎年、利用状況調査を行っております。今年度については、6月から10月にかけて農業委員が担当地区ごとに調査を行いました。



昨年度の利用状況調査で耕作を確認できなかった農地について、その権利をお持ちの方々に、遊休農地の利用促進を図るため、農地として適切に利用していただくようお願いと、貸付け等の意向をお伺いする文書を送付したところ、今年度の調査において、耕作が再開されたり、耕起・草刈等の保全管理された農地が各地域で確認されました。ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

今年度についても、利用状況調査の際に、適正かつ効率的な利用がなされていないと思われる農地について、その権利をお持ちの方々に、利用促進に向けた文書を送付させていただきますので、ご協力をお願いします。

耕作が再開された農地



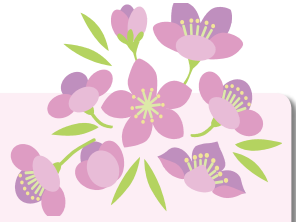
遊休農地の中には、ご自身での耕作の再開が困難な場合もあるかとは思いますが、貸借や耕起・草刈等の保全管理作業等を行っていただくことで、貴重な農地を守っていただきますようお願いします。なお、農地の貸付け等の手続きは農業委員会までお気軽にお問合せください。

今後も、遊休農地の利用促進について、
ご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします

農業者年金、活用していませんか？

農業者年金は、農業者のための、安定した積立式の公的年金です。

農業者年金ってどんな年金？



- 積立方式なので、積み立てた金額に応じた額の年金をかならず受給できます！
また、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い年金です。
- 年金は一生涯支給されます！
80歳までに亡くなられた場合は、80歳までに受け取る予定であった分のお金を、ご家族が受け取ることができます。
※ 旧制度で受給中の方には適用されません。
- 認定農業者など、担い手の方は、国が保険料を一定の割合で負担してくれる制度もあります！
- 税制面でも大きな優遇があります！

加入要件はこの3点だけ

- 農業に年間60日以上従事していること
- 国民年金の第1号被保険者であること
- 20歳以上60歳未満であること
- ☆ 農地を持っていない方や、配偶者・後継者の方も加入できます！

農業者年金 よくあるご質問 Q & A

Q 以前の農業者年金は財政が悪化したと聞いたんだけど、今は大丈夫なの？

A 平成14年に、大きな制度改革が行われました！

平成13年度までの農業者年金の財政方式は、年金給付に必要な費用を「その時々^①の現役世代」の保険料で賄う、『賦課方式』でした。しかし、農村での高齢化などにより「その時々^①の現役世代」（年金加入者の数）が、年金受給者の数に比べて大きく減少してしまったために、年金の財政が悪化しました。

このため、平成14年からの新制度の財政方式は、将来の年金給付に必要なお金を、あらかじめ加入者自身が積み立てておく、『積立方式』に改正されました。

自分の年金になるお金を自分で積み立てるので、その時々^①の加入者数等に左右されず、長期的に安定した制度となりました。



Q 積立てたお金が減ったりはしないの？

A 個人で運用するよりも安全で効率的な運用が期待できます。

農業者年金の資金運用は、法令により、安全かつ効率的に運用することと定められています。また、独立行政法人である農業者年金基金が、年金の具体的な運用ルールを定め、金融の専門機関へ運用を委託し、適正・的確な運用を行っています。



Q 積立額はいくらから？ 一回決めたら変えられないの？
まだ若いし、あまり高額な積立はちょっと…

A 経営やご家族の状況に合わせた積立が可能です。

農業者年金の保険料（積立額）は、最低月額2万円から千円単位で設定することができ、いつでも見直しができます。

早くから農業者年金に加入しておけば、積立の期間が長くなるため、高額な保険料でなくても将来大きな財産になります。また、認定農業者などの担い手の方であれば、国から保険料の補助を受けられる場合もあります。



Q 実際、どれくらいの方が加入しているの？

A 多くの農業者の方が加入されています！

平成25年10月時点で、北海道の加入者累計は30,667名、全国の加入者累計は106,826名となっています。

また、平成25年4月から12月の間だけでも、北海道で672名、全国で2,046名の方が新規に農業者年金へ加入されています。

Q 加入手続きはどこでできるの？

A お近くのJAで手続きができます。

お近くのJAのほか、農業委員会事務局でも手続きができます。

農業者年金に関するお問い合わせは、お気軽に農業委員会またはJA窓口まで
農業者年金基金のホームページもご覧ください
(独) 農業者年金基金ホームページ <http://www.nounen.go.jp/>

* 受給者の方が引っ越した時や亡くなった時は届出が必要です、
農業委員会事務局またはJA窓口へご連絡ください。

農地を相続した時は届出が必要です

農地法では、農地を相続した時などの届出が義務付けられています。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためのものですので、相続等で権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。

農地を相続した時などの届出は、会社にお勤めの方が相続した時など、実際には営農していなくても必要となります。

◇ 取得した農地は、農地としての利用をお願いします！ ◇

農地を取得してから次のようなことがありましたら、
農業委員会へご相談ください

農業は続けるのですが、相続税のことが心配です…

農地を相続し、本人が農業を営む場合や、農業経営基盤強化促進法による貸付けを行う場合などには、相続税額の一部が猶予される場合があります（納税猶予）。

会社員なので、取得した農地の耕作や管理が自分では難しいのですが…

札幌市や農協などで構成する団体が、あなたに代わって、農地の利用調整のお手伝いを行っています。
たとえば、依頼により、規模拡大を希望する農家の方への農地の貸し付けなどを実施しています。

農地の売り買いや貸し借り、転用を考えているのですが。

ご自分が所有する農地であっても、農地の売買・貸借・転用には許可や届出の手続きが必要になりますので、必ず事前に農業委員会へご相談ください。
必要な許可や届出をしないまま売買・貸借・転用をしてしまうと、農地法違反となり、罰則が適用されることがありますので、ご注意ください。

農地賃借料情報（平成25年）

平成25年1～12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下の通りとなっております。

農地区分		平均額 (円/10a)	最高額 (円/10a)	最低額 (円/10a)	データ 数	適用地域
田		10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	10,000 (10,000)	4 (4)	市内全域
畑	東 部	9,400 (10,000)	15,000 (15,000)	3,300 (3,300)	107 (229)	北区／篠路町太平、篠路町上篠路、篠路町篠路 東区／栄町、丘珠町、東苗穂町、東雁来町 白石区／東米里 豊平区／市街化調整区域の全域 清田区／市街化調整区域の全域
	西 部	12,600 (11,700)	15,000 (15,000)	10,000 (9,593)	37 (79)	中央区／市街化調整区域の全域 南区／市街化調整区域の全域 西区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田を除く市街化調整区域の全域
	平野部	8,800 (6,700)	9,200 (13,500)	6,705 (5,000)	7 (88)	北区／新川、新琴似町、屯田町、東茨戸、西茨戸、 篠路町拓北、篠路町福移 東区／中沼町 白石区／東米里を除く市街化調整区域の全域 厚別区／市街化調整区域の全域 手稲区／手稲前田
	牧草・飼料畑	3,000 (3,300)	3,300 (4,300)	1,425 (1,425)	67 (427)	市内全域

カッコ内の数字は3か年の平均です。

※ 金額はすべて年額です。

農業委員が地区農地利用調整会議に参加しています

平成24年から、「人・農地プラン」の策定が継続して行われていますが、その中で、市内を25地区に分け、人や農地の問題を解決し、5年後・10年後の地域の展望を描くために、地区担当農業委員も参加した地区農用地利用調整会議が開かれています。



○ 人・農地プランとは？

集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、
集落・地域における話し合いによって、

- 今後の中心となる経営体（個人・法人・集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどのようにして農地を集めるか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家・自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目・経営の複合化・6次産業化）

などを決めていくというものです。

（担当：札幌市農政部企画担当課）

**農業委員は、地域の農地や農家の皆さんに目を配り、
地域と行政との橋渡しをしております。
地域の要望や解決したい問題は、地元の農業委員までお伝えください。**



「農業委員会委員選挙人名簿」の 登載申請をお忘れなく



「農業委員会委員選挙人名簿」とは、農業委員会委員の選挙権のある方を登載する名簿で、毎年作成しています。この名簿は、毎年1月1日現在で下記の資格要件を満たす方から提出していただく「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」をもとに資格を調査し、3月31日に確定します。確定した名簿は、その後の1年間の農業委員会委員の選挙の際に使われます。名簿に登載されていない方は、原則、この間の選挙の投票が出来ませんのでご注意ください。



名簿への登載申請書は、12月末頃に、現名簿に登載されていた方に送付いたしますが、その他、新たに資格要件を満たすこととなった方等がいらっしゃいましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

下記の資格要件を満たす方は、申請書に必要事項を記入し、下記の期限までに農業委員会事務局に提出してください。

資 格 要 件

市内に住所を有する満20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 30㌶以上の農地を耕作している業務主
- ② ①の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方
- ③ 30㌶以上の農地を耕作している農業生産法人の組合員等で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方

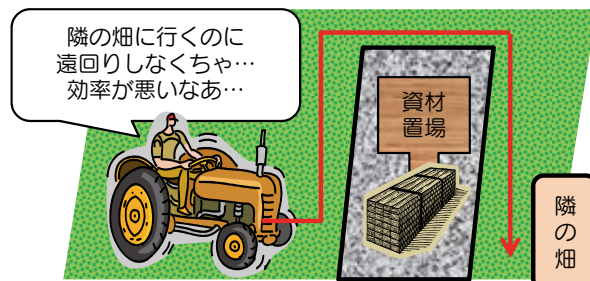
提出期限：平成26年1月10日(金)必着

農地転用の基準が厳しくなっています

農地は、大切な食料の供給基盤であり、国民のための限られた資源です。

このような農地の中に、無秩序に違法な建物や資材置場等ができると、農作業の効率が悪くなるばかりでなく、用排水路が損傷したり、雑草の種子が飛んでくる、といった問題が発生し、良好な営農環境を損ねてしまうおそれがあります。

このため国では、国民の財産である農地をこれ以上減らさないとの観点から、平成21年に農地法を改正し、農地を適正かつ効率的に利用するという農地所有者等の責務を明らかにするとともに、転用の基準を厳しく見直しました。



◎ 転用基準の強化例

○ 違反転用の罰則が強化されました

個人：3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

法人：1億円以下の罰金（改正前は300万円以下の罰金）

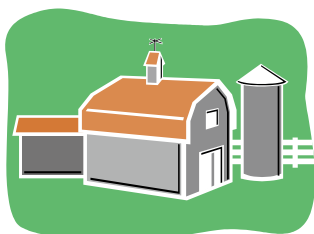
○ 集団的な優良農地の範囲が拡大されました

「おおむね10ha以上」（改正前は「おおむね20ha以上」）

※ 集団的な農地においては、農地を他の用途に転用することは原則として認められません。

札幌市農業委員会としては、農地法の的確な運用を図り、農業者の皆さんの快適な営農環境を確保するために、違反転用の対応に、今まで以上に力を注いでいかなければならないと考えています。農地を所有する皆様には、農地の重要性を十分認識して、法令遵守に努めていただきますようお願いします。

農家住宅や農業用施設を建築するときは



自己所有農地で、自宅や、農業用倉庫や畜舎・堆肥舎などの農業用施設を建築する場合であっても、農地法の転用許可や、都市計画法、建築基準法その他の関係法令の手続きが原則として必要となります。

このような施設の設置を計画されている場合は、お早めに農業委員会にご相談ください。

編集・発行 札幌市農業委員会事務局
〒060-8611
札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階
Tel 011-211-3636 Fax 011-218-5132
ホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/>
E-mail
nogyo@city.sapporo.jp

全国農業新聞のご案内

農業経営に役立つ
読みやすい新聞です。
毎週金曜日にお届けします。
購読料 月額600円
～お申込みは農業委員会まで～



さっぽろ市
02-H03-13-1575
25-2-269